

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

1 基本情報（現年7月1日現在）

団体名	(一財)千葉県漁業振興基金	(県)所管所属	農林水産部水産局 水産課
代表者 職氏名	理事長 佐久間 國治	電話番号	043-223-3051
所在地	千葉市中央区新宿2丁目3番8号	直近の決算 承認日	令和5年6月16日
電話番号	043(242)6831	経営方針（団体代表者が記入）	
団体HPの URL	https://koueki.jp/d/list/ta-chiba-gyogyo/	漁業振興等を図るための諸対策事業の実施により、近年様々な要因によって厳しい環境に置かれている本県漁業者の経営安定及び国民への水産物の安定供給に貢献致したい。	
当初設立 年月日	昭和58年4月1日（前身団体 昭和49年2月1日）		
設立の経緯 団体の略歴	【設立趣意の概要】 東京湾を中心とした公害問題、船舶輻輳化に伴う操業制約等の漁場環境悪化による漁業生産の停滞に対応するため、昭和49年2月に設立された財団法人千葉県漁業環境整備基金を発展的に解消し、新しい時代に即応した本県漁業の確立、再活性化と健全な発展を図るため、新たな観点に立った財団法人を設立し、本県漁業の発展・公益の増進に寄与する。 【略歴】 S49.2 前身団体の(財)千葉県漁業環境整備基金 設立 S58.4 千葉県漁業振興基金 設立 H25.4 一般財団法人に移行		
定款に定める 設立の目的	この法人は、千葉県の漁業に係る自然的、社会的、経済的諸環境の整備に関する調査研究を行うとともに、漁業の振興等を図るための諸対策事業を実施して、本県漁業の発展並びに水産物の安定供給に寄与することを目的とする。		

2 出資等の状況（直近の決算現在）

出資等の合計	18,481,146	(単位：千円)	
出資等の対象の区分			
資本金等の金額	18,481,146	資本金等以外の金額	0

※「出資等」とは、地方自治法に基づく「出資又は出捐」をさします。

※「資本金等」とは、地方自治法に基づく「資本金、基本金その他これらに準ずるもの」をさします。

【内訳】

出資等した者	資本金等の 金額（千円）	左記全体に 占める割合	左記割合の 順位	資本金等以外の 金額（千円）	備考
千葉県	7,370,000	39.88%	1位	0	該当なし
東京都	5,253,245	28.42%	2位	0	該当なし
東京湾横断道路(株)	1,900,000	10.28%	3位	0	該当なし
東京湾漁業振興対策協議会	446,500	2.42%	4位	0	該当なし
県内漁業協同組合	931,947	5.04%	—	0	基本財産の取崩や合併等により最大値不明
民間企業ほか	2,579,454	13.96%	—	0	基本財産の取崩等により最大値不明

※四捨五入の影響で、割合の合計が100%にならないことがあります。

※一定の同質性がある場合や割合上位5者以外は、まとめていることがあります。

※まとめた場合、順位は「—」としており、まとめた者の中で最も高い出資割合は備考をご覧ください。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

3 団体の主な事業（直近の決算現在）

【事業1】名称：漁業振興事業				【事業区分】	公益目的事業
【事業内容・実績】 当基金の目的達成のため、漁業協同組合等が行う水産資源の維持・増大に関する事業、漁場環境の保全と回復に関する事業及び海難防止・救護活動に関する事業などの、以下の事業に要する経費に対し、各委員会等の答申を受けて、規程に基づいて助成した。					
<p>(1) のり振興事業 のり漁場の保全・管理の徹底、生産性の向上、流通・販売の近代化等を図る事業に要する経費に対し助成を行っている。</p> <p>(2) 貝類振興事業 貝類資源の維持・増大、漁場環境の保全・回復、漁場管理の強化等を図る事業に要する経費に対し助成を行っている。</p> <p>(3) 内湾漁船振興事業 東京内湾の漁船漁業が対象とする水産資源の維持・増大、漁場環境の保全・回復、操業の安全確保、漁業経営の安定等を図る事業に要する経費に対し助成を行っている。</p> <p>(4) 東京湾漁協整備事業 漁協施設等の漁業生産基盤の整備、貝類種苗放流による資源の増大、漁業経営の安定等を図る事業に要する経費に対し助成を行っている。</p> <p>(5) 内房漁業振興事業 内房海域における水産資源の増大、操業の安全確保、漁業経営の安定等を図る事業に要する経費に対し助成を行っている。</p> <p>(6) 濤整備事業 漁船の航路整備等の事業に要する経費に対し助成を行っている。</p> <p>(7) 東京湾事業推進費 東京湾漁業振興事業等に関する会議の開催経費に対し助成を行っている。</p> <p>(8) 地域特別振興事業 関係漁協が実施する漁業振興等の事業に要する経費に対し助成を行っている。</p> <p>(9) 外房漁業振興事業 外房海域における栽培漁業の推進、漁業無線局の運営、漁協女性部の活動等の事業に要する経費に対し助成を行っている。</p> <p>(11) 外房事業推進費 外房地区の漁業振興を図るために開催する委員会等に要する経費に対して助成を行っている。</p> <p>(12) 浅海漁場総合整備事業費 浅海漁場総合整備事業に係る土砂投入監視、覆土事業に要する経費に対して助成を行っている。</p> <p>(13) 漁業者購入燃油費助成事業 高騰する燃油の購入に要する経費に対して助成を行っている。</p>					
【公共性・公益性】 漁業振興に資する各種事業を支援することにより、一般消費者への水産物の安定供給に繋がり、不特定多数の利益の増進に寄与する事業である。					
【類似事業を行える他団体又は事業が競合する他団体の有無】				【県の財政支出の有無】	
無 補足説明 該当なし				無	
【事業収支】	【事業支出】	【内部収入】	【外部収入】	うち行政からの収入	うち県からの収入
256,880 千円	970,977 千円	1,227,857 千円	0 千円	0 千円	0 千円

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

4 県の関与等の現状に関する見直し（現年7月1日現在 ※ただし、（4）（6）は直近の決算現在）

(1) 当初の目的を踏まえつつ現在において必要性を問い直してもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	【県が出資等した当初の目的】 昭和49年4月（財千葉県漁業環境整備基金あて 出捐額：400,000千円） 財団が実施する漁業公害防止、漁業操業安全、漁業被害処理及び救済等事業について支援するため。 【関係を維持する現在の意義】 当団体の事業は本県水産業の発展に資することを目的としており、県の出捐は、基本財産の一部としてその果実が事業の原資となっていることから、出捐関係を維持する意義は大きい。						
(2) 類似団体や民間団体などの他の担い手が存在している場合においてもなお、出資又は出捐関係を維持する意義	【県が関与の理由としている事業のうち、他の担い手が存在している事業】 該当なし 【他の担い手が存在している場合であっても関係を維持する意義】 該当なし						
(3) 県が自ら施策を実施することその他の事業手法と費用対効果を比較して、出資又は出捐関係を維持する意義	平成6年以降、県の出捐はないが、現在まで団体が実施する事業の原資となっており、基本財産として出捐した効果が発揮されている。 また、県以外の出捐等も受け入れて、その運用益等も活用しているため、県が直接実施するよりも大きな金額の事業実施が可能となっており、費用対効果は高い。 さらに、漁場における油濁被害、船舶事故又は漁具被害等が発生した場合において、被害処理の解決や救済に県よりも迅速に対応できる事業体制が確立されている。						
(4) 県が関与の理由としている事業が関係する県計画等の主な達成状況	【計画等名】（対象期間：○～○） 該当なし 【指標名】（単位：○○） <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">基準（○年度）</th> <th style="width: 33%;">実績（○年度）</th> <th style="width: 33%;">目標（○年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> 【指標と事業の関係性及び達成状況】	基準（○年度）	実績（○年度）	目標（○年度）			
基準（○年度）	実績（○年度）	目標（○年度）					
(5) 資本金等に占める県の出資若しくは出捐の割合又は金額の妥当性	基本財産に占める県の出捐割合は約4割で出捐者中1位であり、本県漁業の発展に寄与するため県域で活動している団体への関与としては妥当である。						
(6) 運営費補助や赤字補填等を目的とした財政支出の名称、内容及び必要性	【名称】 該当なし 【内容】（金額：○○千円） 【必要性】						
(7) 団体に勤務する県現職者の役職・業務内容と派遣等の必要性	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 50%;">【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】</td> <td style="width: 10%;">県が負担</td> <td style="width: 10%;">0名</td> <td style="width: 10%;">県以外が負担</td> <td style="width: 10%;">0名</td> </tr> </table> 【役職・業務内容】 【派遣等の必要性】	【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	0名	県以外が負担	0名	
【諸手当等を除く給料・報酬の負担者・人数】	県が負担	0名	県以外が負担	0名			

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

5 関与方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 関与方針区分 ※	関与維持（自立的な経営改善）
(2) 県としての具体的な取組 ※	経営状況を把握の上、団体の判断による自立的な経営改善により、安定的かつ持続的な経営を求める。
(3) 取組実績とその成果	<p>① 資産運用責任者である常務理事を中心に事務局長及び担当職員が常時債券等のリスク管理等を行うとともに、令和4年度に開催された全ての理事会・評議員会において「債券等投資運用状況報告」を実施している。また、欠損金が生じた場合における対応方針作成・仕組債の運用限度の明確化を実施している。具体的には、資産の損失補填対策として資産安定基金の創設（218百万円・令和4年度末）、債券投資枠165億円のうち仕組債の運用限度額の設定（74億円）があげられる。（64億円の投資実績・令和4年度末）</p> <p>② 管理費は、旅費交通費、会議費など削減が図られており、今後も消耗品費のさらなる削減に努めることとする。</p>
(4) 課題	平成25年4月1日から、一般財団法人に移行したことに伴い、基本財産投資有価証券利息、基本財産定期貯金利息等が源泉徴収（15.315%）されており、当団体の事業を安定的に実施するうえで財源確保のための効率的かつ安定的な運用に関し、一層の努力が必要である。また、公益目的支出計画は令和56年度末と長期に亘るため、今後も目標どおりに継続実施できるよう対応していく必要がある。
(5) 県としての今後の対応の方向性	<p>① 資金の運用に関して、金融機関の経営状況、各金融商品の性格やリスク等の情報を的確に把握する。また、資産運用規程等に基づき、開催する全ての理事会・評議員会において「債券等投資運用状況報告」を実施し、資金の効率的な運用を行い、漁業支援を継続する。</p> <p>② 経営状況については、県からの運営費補助や、職員の派遣もなく、団体の経営は自立的であることから、団体が自立的に課題を設定し、経営改善を進めていくことが妥当である。 県としては、事業や資産運用に係る規定等を遵守し適正な運営が図られるよう指導を行う。</p>

※ 関与方針とは、令和4年12月27日策定の「公社等外郭団体関与方針」であり、「関与方針区分」や「県としての具体的な取組」は、そこから転記しています。

5-2 経営健全化方針に基づく取組状況等（直近の決算現在）

(1) 策定要件の該当性※	該当しない
---------------	-------

※公社等外郭団体関与指針第5の1（2）に規定する次の法人に該当する場合で、要件の詳細は同細則4をご覧ください。

- ・ 債務超過法人
- ・ 実質的に債務超過である法人
- ・ 近年の経常損益の状況から赤字が累積し、近い将来、債務超過に陥る可能性が高い法人
- ・ 県が多大な財政的リスクを有する法人

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

6 地方自治法に基づく監査の状況（既に公表されている監査結果等）

(1) 財政的援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

直近の実施年月日	令和5年1月31日	措置の公表年月日		監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】 該当なし		該当なし			

1つ前の実施年月日	令和4年2月10日	措置の公表年月日		監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】 該当なし		該当なし			

2つ前の実施年月日	令和3年2月4日	措置の公表年月日		監査実施の有無	有
監査結果 ※1		措置の内容 ※2			
【指摘事項】 該当なし		該当なし			
【注意事項】 該当なし		該当なし			

※1「監査結果」の「指摘事項」「注意事項」は県報別冊「監査結果」（いわゆる監査報告書）の内容を記入しています。

※2「措置の内容」は県報別冊「監査の結果に係る措置の通知の公表」（いわゆる措置公表）の内容を記入しています。

(2) 包括外部監査（地方自治法第252条の37第4項等）

				該当の有無	無
監査テーマ					
実施年度	元号 年度	措置の公表年月日	元号 年 月 日		
監査結果 ※以下のリンク先をご覧ください		措置の内容 ※以下のリンク先をご覧ください			

※該当がある場合は、直近1年度分を記入しています。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

7 組織運営等の状況（直近の決算現在）

（1）理事会等の状況

理事会等の状況	開催状況				議事録			
	義務回数	開催回数 (書面)	定例回数 (書面)	定例回数の 平均出席率	作成義務の 有無	作成の有無	備置義務の 有無	備置の有無
理事会又は取締役会	2	2(0)	3(0)	90%	有	有	有	有

※「開催回数（書面）」では、延べ開催回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数（書面）」では、定例的に開催している回数を実数計上し、書面開催の回数を（カッコ）で内数計上しています。

※「定例回数の平均出席率」では、書面開催を除く各回の理事等の出席率（出席者の数÷全構成員の数）を計算し、

その和の平均（出席率の合計÷書面開催を除く定例回数）を計算して計上しています（百分率で小数点第1位を四捨五入）。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

（2）監査の状況

監査の状況 (行政による監査等は除き、 団体主体のものに限る)	監事又は監査役 としての就任		実施の有無		補足事項
	義務の有無	就任の有無	内部的な 監査	外部的な 監査	実施している外部的な監査の内容
公認会計士又は監査法人	無	無	無	有	契約に基づき公認会計士が会計書類の適法性・ 正確性などを年1回チェック
監査又は会計に識見を有する者	無	無	有	無	該当なし

※監査又は会計に識見を有する者の詳細は、公社等外郭団体関与指針細則7をご覧ください。

（3）採用している会計基準

名称	新公益法人会計基準（平成20年改正）	その他欄
		—

（4）財務諸表等の作成・公表・備置の状況

財務諸表等の名称	作成義務 の有無	作成の有無	公表義務 の有無	公表の有無	備置義務 の有無	備置の有無
定款	有	有	有	有	有	有
役員名簿	有	有	有	有	有	有
社団法人の構成員である 社員の名簿	無	無	無	無	無	無
事業報告書	有	有	有	有	有	有
貸借対照表	有	有	有	有	有	有
正味財産増減計算書等又は 損益計算書若しくはその要旨	有	有	有	有	有	有
キャッシュフロー計算書	無	無	無	無	無	無
附属明細書	有	有	有	有	有	有
財産目録	有	有	有	有	有	有
事業計画書	有	有	有	有	有	有
収支予算書	有	有	有	有	有	有
役職員の報酬及び給与に関する規程	有	有	無	無	無	無
業務の委託方法に関する規程	無	無	無	無	無	無
資金運用に関する規程	無	有	無	無	無	無
個人情報保護に関する規程	無	有	無	無	無	無
情報公開に関する規程	無	有	無	無	無	無

※「公表」とは、原則として団体のホームページで公表することです。

※「備置」とは、事務所に備え置いて閲覧の権利を有する者等が求めた際に、すぐに見られるようにすることです。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

8 役職員等の状況

(1) 常勤の役職員数 (単位：人)

(各年度7月1日現在)

項目	直近4年度前 (R1年)	直近3年度前 (R2年)	前々年度 (R3年)	前年度 (R4年)	現年度 (R5年)
常勤役員数 ①～⑤の和	2	2	2	2	2
プロパー ①	1	2	1	2	2
民間人材 ※1 ②	0	0	0	0	0
県退職者 ③	1	0	1	0	0
県現職者 ④	0	0	0	0	0
その他 ⑤	0	0	0	0	0
常勤職員数 ※2 ⑥～⑨の和	4	4	4	4	5
プロパー ⑥	4	3	4	3	4
県退職者 ⑦	0	1	0	1	1
県現職者 ⑧	0	0	0	0	0
その他 ⑨	0	0	0	0	0

※1 「民間人材」とは、プロパー、議員、自治体の首長、行政職員（退職者を含む）等ではない外部の人材です。

※2 「常勤職員」とは、正規・非正規を問わず、団体が常勤職員として雇用している方です。

(2) 常勤役職員の平均年収等の状況

項目		直近決算 (R3年)	直近決算 (R4年)
常勤役員	人数 (内数：県退職者及び県現職者)	2人 (0人)	1人 (0人)
	平均年齢	61.5歳	*歳
	平均年収	10,470千円	*千円
常勤職員	人数 (内数：県退職者及び県現職者)	5人 (1人)	5人 (1人)
	平均年齢	37.4歳	42.3歳
	平均年収	5,662千円	5,995千円

※この表は実人員数に基づいて記入しています。

実人員数とは、ある年度中の毎月1日現在の役職員数を合計して12か月で割り、小数点第2位を四捨五入しています。

例：4～6月（3か月間）の役員数が5名、7～12月（6か月間）が6名、1～3月（3か月間）が5名であった場合は、
 $(15人 + 36人 + 15人) / 12か月 = 5.5人$ となります。

※該当者が1名しかいない場合、個人情報保護の観点から平均年齢・年収は「*」となっています。

9 中長期的な計画や達成目標となる指標の策定状況

名称	公表方法	策定の有無	
		有	無
対象期間	策定年月日	元号	年 月 日
概要			
取組状況			
指標の達成状況			
特記事項	該当なし		

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

10 財務状況 （単位：千円又は%）

(1) 貸借対照表

公益法人会計の場合

項目		前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
資産	流動資産	217,534	229,528	224,563	▲ 2.16%	該当なし
	固定資産	23,245,353	22,473,824	21,400,346	▲ 4.78%	該当なし
	うち有形固定資産	1,594	1,403	1,342	▲ 4.35%	該当なし
	資産合計	23,462,887	22,703,352	21,624,909	▲ 4.75%	該当なし
負債	流動負債	1,129	1,236	1,275	3.16%	該当なし
	固定負債	28,686	36,665	33,868	▲ 7.63%	該当なし
	うち長期借入金	0	0	0	—	該当なし
	負債合計	29,815	37,901	35,143	▲ 7.28%	該当なし
	うち有利子負債	0	0	0	—	該当なし
正味財産	一般正味財産	1,376,818	1,336,142	1,287,961	▲ 3.61%	該当なし
	指定正味財産	22,056,254	21,329,309	20,301,805	▲ 4.82%	該当なし
	正味財産合計	23,433,072	22,665,451	21,589,766	▲ 4.75%	該当なし
参考	基本財産	18,443,818	18,464,620	18,481,146	0.09%	該当なし
	繰越損益相当額	4,221,633	4,200,831	3,108,620	▲ 26.00%	助成事業への充当増+債券評価損による

(2) 損益計算書

公益法人会計の場合（正味財産増減計算書等）

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 (前年度比)	直近の増減理由 (対前年比10%以上の増減等)
経常収益	1,313,075	1,379,386	1,058,621	▲ 23.25%	一部事業の助成額の減少に伴い、 振替額も減少したことによる
うち事業収益	0	0	0	—	該当なし
経常費用	1,331,185	1,413,302	1,062,306	▲ 24.84%	助成額の減少による
うち管理費	31,855	33,224	31,977	▲ 3.75%	該当なし
評価損益等	▲ 34,015	▲ 6,760	▲ 44,490	▲ 558.14%	前年度よりも債券評価額の下落幅 が大きかったことによる
当期経常増減額	▲ 52,125	▲ 40,676	▲ 48,175	▲ 18.44%	前年度よりも債券評価額の下落幅 が大きかったことによる
経常外収益	0	0	0	—	該当なし
経常外費用	9	0	5	—	作業機の処分による
当期経常外増減額	▲ 9	0	▲ 5	—	作業機の処分による
当期一般正味財産増減額	▲ 52,134	▲ 40,676	▲ 48,180	▲ 18.45%	助成額の減少及び債券評価額の下 落による
当期指定正味財産増減額	71,426	▲ 726,945	▲ 1,027,504	▲ 41.35%	債券評価額の下落による
うち評価損益等	500,663	▲ 329,001	▲ 912,311	▲ 177.30%	債券評価額の下落による
当期正味財産増減額	19,292	▲ 767,621	▲ 1,075,684	▲ 40.13%	債券評価額の下落による

(3) 主な経営指標

公益法人会計の場合

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)
流動比率（流動資産÷流動負債×100）	19,267.85%	18,570.23%	17,612.78%
自己資本比率（正味財産÷（負債+正味財産）×100）	99.87%	99.83%	99.84%
有利子負債比率（有利子負債残高÷正味財産×100）	0.00%	0.00%	0.00%

※正味財産が「0」又は債務超過の場合、「自己資本比率」「有利子負債比率」は計算できません。

公社等外郭団体の経営状況等の評価に係る調査票（令和5年度）

1.1 借入金等残高等の状況

(単位：千円又は%)

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 対前年度比	
各年度の借入金等	0	0	0	—	
各年度の償還金等	0	0	0	—	
借入金等決算残高 ①+②	0	0	0	—	
経営難を理由としたもの ①=③+⑤+⑦	0	0	0	—	
それ以外のもの ②=④+⑥+⑧	0	0	0	—	
借入・償還先の内訳	県 ③+④	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ③	0	0	0	—
	それ以外のもの ④	0	0	0	—
	県以外の行政 ⑤+⑥	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ⑤	0	0	0	—
	それ以外のもの ⑥	0	0	0	—
	民間その他 ⑦+⑧	0	0	0	—
	経営難を理由としたもの ⑦	0	0	0	—
それ以外のもの ⑧	0	0	0	—	
県による損失補償等の額※ ⑨+⑩	0	0	0	—	
経営難を理由としたもの ⑨	0	0	0	—	
それ以外のもの ⑩	0	0	0	—	

※ 損失補償等とは、損失補償、損失てん補又は債務保証です。

1.2 総収入と県の財政支出等の状況

(1) 総収入と県の財政支出等

(単位：千円又は%)

項目	前々年度決算 (R2年)	前年度決算 (R3年)	直近決算 (R4年)	直近増減率 対前年度比	
総収入 ①=②~⑥の和	883,837	981,442	943,427	▲ 3.87%	
運用益収入 ②	656,906	715,523	934,909	30.66%	
会費収入 ③	0	0	0	—	
寄附収入 ④	1,339,441	1,501,949	966,956	▲ 35.62%	
行政からの委託料等収入 ⑤	0	0	0	—	
その他収入(②~⑤以外) ⑥	▲ 1,112,510	▲ 1,236,030	▲ 958,438	22.46%	
県の財政支出 ⑦=⑧+⑨+⑩	0	0	0	—	
対総収入割合 ⑦÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—	
県の財政支出の内訳	委託料 ⑧	0	0	0	—
	対総収入割合 ⑧÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—
	補助金・交付金・負担金 ⑨	0	0	0	—
	対総収入割合 ⑨÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—
その他(⑧⑨以外) ⑩	0	0	0	—	
対総収入割合 ⑩÷①	0.00%	0.00%	0.00%	—	
資金運用等	有価証券等損益 ⑪+⑫	1,183,579	410,182	▲ 21,892	—
	有価証券等評価損益(含み損益) ⑪	466,648	▲ 335,761	▲ 956,801	▲ 184.96%
	売却・償還・配当等損益(実損益) ⑫	716,931	745,943	934,909	25.33%
	保有・運用中の有価証券等の取得額	15,135,893	15,266,313	15,366,244	0.65%

(2) 県からの財政的な支援(借入金及び損失補償等を除く)

(単位：千円)

項目	直近4年度前 (H30年)	直近3年度前 (R1年)	前々年度 (R2年)	前年度 (R3年)	直近決算 (R4年)
運営費補助	0	0	0	0	0
赤字補填等	0	0	0	0	0
経営難を理由とした追加出資又は出捐	0	0	0	0	0